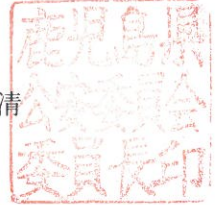


鹿児島県公安委員会告示第32号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、和泊町及び知名町内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清



1 合意した者

- (1) 九州運輸局長
- (2) 鹿児島県公安委員会
- (3) 鹿児島県大島郡和泊町長
- (4) 鹿児島県大島郡知名町長
- (5) 沖永良部地域公共交通活性化協議会
- (6) 沖永良部バス企業団

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称別紙のとおり

3 2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表のとおり

運行事業者	事業形態	事業
沖永良部バス企業団	一般乗合旅客 自動車運送事業	沖永良部デマンドバス事業

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

運行の時間内に限るものとする。



No	旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地
1	あしびの郷ちな	知名町瀬利覚 2260-1
2	屋子母	知名町屋子母 1078
3	屋子母公民館	知名町屋子母 538-2
4	屋子母消防車庫	知名町屋子母 377-4
5	泉商店前	知名町屋子母 333-1
6	大津勘	知名町大津勘 590
7	徳時	知名町徳時 1383
8	住吉	知名町住吉 2497
9	正名	知名町正名 1122
10	田皆	知名町田皆 2342
11	下城	知名町下城 1278
12	上城	知名町上城 746-1
13	新城	知名町新城 515
14	新城中	知名町新城 1637-2
15	仁志	和泊町仁志 259-1
16	永嶺	和泊町永嶺 553
17	中永嶺	和泊町永嶺 580
18	タシキ又	和泊町後蘭 610
19	谷山	和泊町谷山 765
20	後蘭	和泊町後蘭 269
21	内城	和泊町内城 516-7
22	城中前	和泊町内城 162
23	大城	和泊町大城 364
24	玉城	和泊町玉城 1213
25	和中央	和泊町和 351-1
26	和	和泊町和 1050
27	下平川	知名町下平川 409
28	上平川	知名町上平川 525
29	久志検	知名町久志検 1110
30	赤嶺	知名町赤嶺 11
31	竿津	知名町竿津 2085-1
32	瀬名入口	和泊町瀬名 1057



No	旅客の運送の用に供する自動車 が停車又は駐車をする乗合 自動車の停留所の名称	所在地
33	瀬名	和泊町瀬名 852
34	越山	和泊町瀬名 1052
35	根折	和泊町根折 1060
36	畦布	和泊町畦布 906
37	伊延	和泊町伊延 1170
38	出花	和泊町出花 775
39	上手々知名	和泊町手々知名 1022
40	和小前	和泊町手々知名 671